

資料編

資料編

1 計画の策定経過

年月日		実施内容	
平成 29 年	6月28日	第1回策定委員会	計画策定の概要について アンケート調査の実施 策定スケジュール
	9月14日	第2回策定委員会	計画骨子(案)について アンケート調査結果報告
	9月21日	第1回策定審議会	計画策定の概要 アンケート調査結果報告 策定スケジュール
	11月13日	第1回策定幹事会・ ワーキング部会	計画素案について
	11月20日	第3回策定委員会	計画素案について
	11月30日	第2回策定審議会	計画素案について
	12月6日	第2回策定幹事会	計画素案について
	12月18日	第4回策定委員会	計画素案について
平成 30 年	1月10日～29日	パブリック・コメント	
	1月30日	第5回策定委員会	計画(案)の最終検討
	2月8日	第3回策定審議会	計画(案)の最終審議

2 三次市健康づくり推進計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 市は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定に基づく「健康増進計画」、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づく「食育推進計画」、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に基づく「自殺対策計画」及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知により市町村が策定するものとされている「母子保健計画」を一体化した三次市健康づくり推進計画（以下「健康づくり推進計画」という。）を策定するため、三次市健康づくり推進計画策定審議会（以下「策定審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定審議会は、市における健康づくり推進計画の策定に関し、必要な審議を行い、答申するものとする。

(組織)

第3条 策定審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係の代表者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 教育関係の代表者
- (4) 事業所関係団体の代表者
- (5) 産業関係団体の代表者
- (6) 地域活動団体の代表者
- (7) 健康づくりを推進する団体の代表者
- (8) 公募により選出された者

2 委員の任期は、委嘱の日から健康づくり推進計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定審議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定審議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定審議会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席をさせ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定審議会の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年5月22日から施行する。

3 三次市健康づくり推進計画策定審議会委員名簿

役職名	所属	名前	区分
委員長	三次地区医師会	ヤスノブ ユウジ 安信 祐治	保健医療関係の代表者
副委員長	三次市社会福祉協議会	ドウモト ショウジ 堂本 昌二	福祉関係団体の代表者
	三次市歯科医師会	カネコ ショウヘイ 金子 昌平	保健医療関係の代表者
	三次市校長会	イケダ ミドリ 池田 緑	教育関係の代表者
	広島県北部保健所	キッカフ サユリ 吉川 早百合	保健医療関係の代表者
	三次市住民自治組織連合会	クボ ノボル 久保 昇	地域活動団体の代表者
	三次市民生委員児童委員協議会	アリタ マサトシ 有田 雅俊	福祉関係団体の代表者
	三次商工会議所	サトウ アキヒロ 佐藤 明寛	事業所関係団体の代表者
	三次農業協同組合	モリヤス リカ 森保 里香	産業関係の代表者
	三次市公衆衛生推進協議会	ハナモト サトシ 花本 識吏	地域活動団体の代表者
	三次市PTA連合会	ナカクボ イサム 中久保 勇	地域活動団体の代表者
	三次市保育所保護者会連合会	モリトモ アキラ 森友 顕	地域活動団体の代表者
	社団法人広島県栄養士会備北支部	ハラ アケミ 原 明美	保健医療関係の代表者
	三次市食生活改善推進協議会	フクバ カズコ 福場 和子	健康づくりを推進する団体の代表者
	三次市老人クラブ連合会	カラタニ クニコ 加良谷 都子	地域活動団体の代表者
	三次市母子保健推進員	ナカムラ マサエ 中村 正恵	健康づくりを推進する団体の代表者
	市民公募	タムラ アキコ 田村 賛子	公募により選出された者
	市民公募	フジサダ マモル 藤定 守	公募により選出された者

4 三次市健康づくり推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市は、三次市健康づくり推進計画（以下「健康づくり推進計画」という。）を策定するに当たり、市行政内部の連携を図るため、三次市健康づくり推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、健康づくり推進計画の策定に関する事項について、調査及び協議を行い、計画原案を作成するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長及び委員で組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(幹事会及びワーキング部会)

第5条 第2条に規定する事務を効率的に進めるため、策定委員会の下に幹事会とワーキング部会を置く。

2 幹事会は、リーダーを福祉保健部長、サブリーダーを健康推進課長が担い、関係部局の課長で、ワーキング部会は関係課の係長で組織し、組織別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

(関係者の出席)

第6条 市長が必要と認めるときは、策定委員会又は幹事会、ワーキング部会以外の者を出席させ、意見又は説明を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び幹事会、ワーキング部会の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年5月22日から施行する。

別表第1(第3条関係)

委員長	福祉保健部担当副市長
委員	政策部長
	総務部長
	地域振興部長
	市民部長
	福祉保健部長
	子育て・女性支援部長
	市民病院部事務部長
	産業環境部長
	教育委員会教育次長

別表第2(第5条関係)

リーダー	福祉保健部長
サブリーダー	福祉保健部健康推進課長
幹事会	政策部企画調整担当課長
	総務部総務課長
	地域振興部地域振興課長
	地域振興部観光スポーツ交流課
	市民部市民課長
	福祉保健部社会福祉課長
	福祉保健部高齢者福祉課長
	子育て・女性支援部女性活躍支援課長
	子育て・女性支援部子育て支援課長
	市民病院部医事課長
	産業環境部農政課長
	教育委員会学校教育課長

ワーキング部会	企画調整担当係長
	総務課職員係長
	地域振興課地域づくり係長
	観光スポーツ交流課スポーツ係長
	市民課保険年金係長
	社会福祉課社会福祉係長
	社会福祉課障害福祉係長
	高齢者福祉課高齢者福祉係長
	高齢者福祉課介護保険係長
	健康推進課健康企画係長
	健康推進課健康推進係長
	女性活躍支援課育児支援係長
	女性活躍支援課女性活躍支援係長
	子育て支援課保育係長
	子育て支援課子ども発達支援係長
	医事課医事係長
	農林振興係長
	学校教育課学校教育係長
学校教育課教育指導係長	

5 用語集

[あ行]

ICT	IT とほぼ同義語であるが、IT の概念をさらに一歩進め、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。「Information and Communication Technology」の略。
アプリ	特定の用途・目的・業務のために作られたソフトウェア。ワープロソフト・表計算ソフト・プレゼンテーションソフト・ウェブブラウザ・電子メールソフトなど。「アプリケーションソフトウェア (application software)」の略。
ウェルネス	健康。積極的に心身の健康維持・増進を図ろうとする生活態度・行動。
エジンバラ産後うつ病質問票	産後うつ病のスクリーニングを目的とした自己記入式質問票。英国の Cox らが開発した。
SNS	参加するユーザー（利用者）が互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活等を公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型のWeb サイトのこと。 代表的な SNS としては Facebook、ツイッター等がある。「Social Networking Service」の略。

[か行]

カ 嚙ミ ^{サンマル} ング30	一口 30 回以上嚙んで食べること。
血清クレアチニン	血液中のクレアチニンの値のこと。クレアチニンとは、腎臓から排泄される老廃物の一種であり、腎臓の働きが悪くなると尿からの排泄が減少し、数値が高くなる。
ゲートキーパー (こころサポーター)	心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。
子育てサポート事業	子育ての援助をしたい人「まかせて会員」が、援助をしてほしい人「おねがい会員」の子どもを、自宅で預かる援助活動のこと。

[さ行]

自己肯定感	自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情等を意味する語。自己否定の感情と対をなす感情とされる。
-------	--

児童定例会議・養育支援会議	虐待の発生予防，早期発見，早期対応のために，地域の関係機関との連携及び情報収集，共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会がある。その中の会議であり定期的に開催される。
食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ，製造過程で発生する規格外品，飲食店や家庭での食べ残し・食材の余り等のこと。
推定尿中塩分摂取量	摂取した食塩の大部分は過剰塩分として尿に排出される。尿のナトリウムとクレアチニンを測定し，食塩摂取量推算計算式で前日の1日当たりの推定食塩摂取を求めることができる。どのくらい塩分を摂っているかの参考数値となる。 日本高血圧学会では1日6g未満を推奨している。
睡眠障害	眠れない，夜中に目が覚める，早朝に起きてしまう，いくら眠っても熟睡した感じがしない等の睡眠異常のこと。
ソーシャルマーケティング	保健医療分野におけるソーシャルマーケティングとは，保健医療政策担当者が対象とする人口のニーズや要求に耳を傾け，そこからプログラムを組み立ててゆく手法であり，保健医療サービスの受益者の声がプログラム評価の根拠となる。

[な行]

ネウボラみよし（三次市妊娠・出産・子育て相談支援センター）	ネウボラとはフィンランド語で「相談・アドバイスの場所」を意味する。妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談支援を行う場所として三次市が開設する。
-------------------------------	--

[は行]

ハチマルニイマル 8020運動	「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という運動のこと。
バーチャルウォーキング	自分の歩幅と歩数を距離に換算することで，「日本一周」などのコースを歩く仮想の旅。
パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対して，職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に，業務の適正な範囲を超えて，精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学，非常勤を含む就労，家庭外での交遊など）を回避し，原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念のこと。

フレイル オーラルフレイル	加齢とともに筋力や精神面が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の中間を意味する。 その中でも、歯と口腔機能における軽度の衰え（滑舌の低下や食べこぼし、わずかのむせ、噛めない食品が増える等）の状態をオーラルフレイルという。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。
ペアレントメンター	自閉症などの発達障害のある子どもを育てた経験のある保護者等で、同じように発達障害の診断を受けた子どもをもつ保護者等に対して自身の経験から相談に応じたり、情報を提供したりするボランティア支援者。
ヘモグロビンエイワンシー H b A 1 c	通常時の血糖レベルの判定に使われる。グリコヘモグロビンなどとも呼ばれ、赤血球の中に含まれるヘモグロビン（血色素）にブドウ糖が結合したもの。過去約 120 日間の平均的な血糖状態が分かる。基準値は 4.3～5.8%で、6.5%以上だと糖尿病と判定される。

[ま行]

慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	主に長期の喫煙によってもたらされる肺の炎症性疾患。咳・痰・息切れを主訴として、緩やかに呼吸障害が進行する。かつて肺気腫・慢性気管支炎といわれていた疾患が含まれる。
メールマガジン	電子メールを利用した定期刊行物のことで、同報メールで配信されるニュースやコラムなどの読み物のこと。
モチベーション	人が行動を起こすときの原因、すなわち動機を意味する。組織の中では仕事への意欲を指し、意欲を持つことや引き出すことの動機づけ。
物忘れ相談プログラム	鳥取大学 浦上克哉教授が開発・考案した認知症を早期に発見するためのプログラム。ヘッドホンから聞こえる質問の答えをパネルにタッチするだけで「物忘れ度合い」が点数でわかる簡単な検査。

[ら行]

レセプト	病院等の保険医療機関や保険薬局が保険医療に要した費用を、保険者（健康保険組合等）に請求する際に作成する明細書のこと。
ロコモティブシンドローム	運動器症候群のこと。骨、関節、筋肉などの運動器の働きが衰えると、自立度が低下し、介護が必要になったり、寝たきりになる可能性が高くなる。運動器の障害のために要介護になっていたり、要介護になる危険の高い状態のこと。